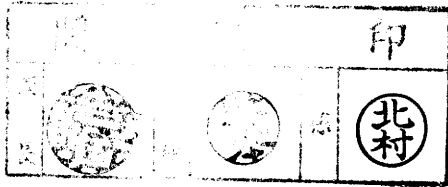
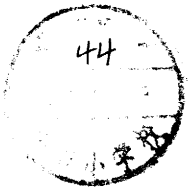


16高教職第1423号
平成17年 3月29日



44
3の1の0 各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

職員の苦情の処理に関する規則等について（通知）

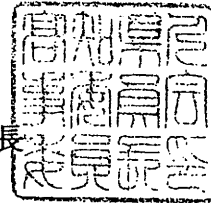
このことについて、別添1のとおり「職員の苦情の処理に関する規則」（平成17年高知県人事委員会規則第3号）が制定され、平成17年4月1日から施行されますので、貴管下の職員への周知をよろしくお願いいたします。

また、この規則の施行に伴い、県では別添2のとおり「職務に専念する義務の特例に関する規則」（昭和27年高知県人事委員会規則第1号）が一部改正され、苦情相談に関して、職員が職員相談員からの事情聴取等の求めに応ずる場合は、職務に専念する義務を免除されることができることとなりましたので参考までに送付します。

16 高 人 総 第 3 7 1 号
平成 17 年 3 月 14 日

高知県教育長 様

高知県人事委員会委員長



職員の苦情の処理に関する規則の運用について（通知）

職員の苦情の処理に関する規則（平成 17 年高知県人事委員会規則第 3 号）の制定に伴い、同規則の運用について下記のとおり定めたのでお知らせします。

記

職員の苦情の処理に関する規則の運用について

第 2 条 関 係

- 1 「職員」には、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 17 条又は第 22 条に定める条件附採用期間中の職員、臨時的任用職員及び非常勤職員、法第 28 条の 4 及び法第 28 条の 5 に定める再任用職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項に定める任期付職員、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成 12 年法律第 51 号）第 2 条第 3 項に定める任期付研究員が含まれる。
- 2 「勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談」とは、職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情の申出及び相談をいい、職場の人間関係及び職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談も含まれる。
- 3 退職処分に関する苦情相談を行うことができる職員とは、辞職、免職により退職となった職員をいう。なお、定年退職、任用期間の満了した職員及び欠格条項に該当して失職した職員は退職処分に関する苦情相談を行うことができない。

また、条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員は法第 29 条の 2 の規定により不服申立てをすることができない職員で

あることから、退職処分に関する苦情相談を行うことができない。

- 4 退職処分に関する苦情相談は、退職処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内又は退職処分があった日の翌日から起算して 1 年以内の期間に申出のあったものに限る。

第 7 条 関係

「その他の苦情相談に係る事務に従事する職員」には、職員相談員が助言、指導、あっせんその他の措置又は照会その他の調査を行う場合において、当該措置等を通じて申出人等に関する秘密を職務上知ることのできた各任命権者の職員が含まれる。

第 8 条 関係

「不利益」には、職員が同僚等から受ける誹謗、中傷等が含まれる。

第 9 条 関係

この条の第 2 項の「協力する」とは、職員相談員が行う苦情相談の処理に当たり、人事委員会及び各任命権者が連携して当該苦情相談に係る問題の解決に努めること、そのための連絡体制の整備を図ること等をいう。

人事委員会規則

職員の苦情の処理に関する規則をここに公布する。

平成17年3月 日

高知県人事委員会委員長 上谷 定生

高知県人事委員会規則第3号

職員の苦情の処理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。次条において「法」という。）第8条第1項第11号に規定する職員の苦情の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(人事委員会に対する苦情相談)

第2条 法第3条第2項に規定する職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に定める企業職員、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項に規定する者を除く。以下「職員」という。）は、人事委員会に対し、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）を行うことができる。

2 離職した職員のうち法第49条の2の不服申立てをすることができる職員は人事委員会に対し、次に掲げる事項に関する苦情相談を行うことができる。

(1) 退職処分に関すること。

(2) 法第28条の4又は第28条の5の規定に基づく採用に関すること。

3 苦情相談を行おうとする者は、人事委員会が別に定める苦情相談申込書を提出するものとする。

4 離職した職員が苦情相談を申し出ることができる期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 第2項第1号に関する苦情相談 法第49条の3に規定する期間

(2) 第2項第2号に関する苦情相談 離職した日の翌日から起算して60日以内の期間

(職員相談員)

第3条 人事委員会は、苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、人事委員会事務局の職員のうち、事務局長及び苦情相談に係る問題の解決のために特に必要があると認める者を苦情相談を処理する者（以下「職員相談員」という。）として指名する。

(事案の処理)

第4条 職員相談員は、苦情相談を行った職員（以下「申出人」という。）に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、人事委員会の指揮監督の下に、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものとする。

2 人事委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないと認めるときは、当該事案の処理を打ち切るものとする。

3 事案に係る問題について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和26年高知県人事委員会規則第4号）第2条第2項の規定による提出、不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第8号）第5条第4項の規定による受理又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第45条第1項に規定する請求若しくは同法第51条第2項の規定による審査請求がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。

（調査）

第5条 職員相談員は、申出人、任命権者その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

2 任命権者は、前項の規定により職員相談員から事情聴取等を求められた申出人が請求したときは、当該事情聴取等に応ずるために必要な時間、勤務しないことを承認するものとする。

（記録の作成等）

第6条 職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成しなければならない。

2 人事委員会事務局長は、事案の概要を四半期ごとに人事委員会に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第7条 職員相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第8条 任命権者は、職員相談員に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し職員相談員が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

（人事委員会及び各任命権者の協力）

第9条 人事委員会は、各任命権者に対し、苦情相談に係る事務について情報の提供、研修の実施、助言その他の必要な協力を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、人事委員会及び各任命権者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

（雑則）

第10条 この規則の実施に関して必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

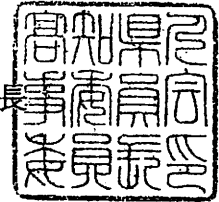
この規則は、平成17年4月1日から施行する。



16 高人総第 371 号
平成 17 年 3 月 14 日

高知県教育長 様

高知県人事委員会委員長



職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について（通知）

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和 27 年 6 月 27 日高知県人事委員会規則第 1 号）の一部を改正する規則が、平成 17 年高知県人事委員会規則第 6 号で制定され、平成 17 年 4 月 1 日から施行になります。

今回の改正は、職員の苦情の処理に関する規則（平成 17 年高知県人事委員会規則第 3 号）が、平成 17 年 4 月 1 日から施行することに伴い、同規則第 5 条第 2 項の規定により申出人が職員相談員からの事情聴取等の求めに応ずる場合について、職務に専念する義務の特例に関する規則第 2 条に規定する職務に専念する義務を免除されることができる場合に追加するものです。

なお、職務に専念する義務の免除の権限を委任してある場合は、受任者にこの旨通知してください。

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成17年3月22日

高知県人事委員会委員長 上谷 定生

高知県人事委員会規則第6号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和27年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 職員の苦情の処理に関する規則（平成17年高知県人事委員会規則第3号）第5条第2項の規定により申出人が職員相談員からの事情聴取等の求めに応ずる場合

第3条中「前条第13号」を「前条第14号」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

新旧対照表

○職務に専念する義務の特例に関する規則

新	旧
(職務に専念する義務の免除) 第2条 職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1号及び第2号に規定する場合を除くほか、職員があらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる場合を次のように定める。 (1)～(8) 略 (9) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、若しくは法第49条の2の規定により不利益処分に関し審査の請求をし、又はこれらの審理のため人事委員会の要求を受けて出頭する場合 <u>(10) 職員の苦情の処理に関する規則(平成17年高知県人事委員会規則第3号)第5条第2項の規定により申出人が職員相談員からの事情聴取等の求めに応ずる場合</u> <u>(11) 職員団体の代表者として法第53条第6項の規定による当該職員団体の登録の取消しに係る聴聞の期日に出頭する場合</u> <u>(12) 職員団体の代表者として法第55条第8項の規定により県の当局と交渉する場合</u> <u>(13) 法第55条第11項の規定により県の当局に対し不満を表明し、又は意見を申し出る場合</u> <u>(14) その他特別の事由がある場合</u> 第3条 任命権者又はその委任を受けた者が<u>前条第14号</u>の規定により職員の職務に専念する義務を免除しようとするときは、あらかじめ人事委員会の意見を聴かなければならない。	(職務に専念する義務の免除) 第2条 職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1号及び第2号に規定する場合を除くほか、職員があらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる場合を次のように定める。 (1)～(8) 略 (9) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、若しくは法第49条の2の規定により不利益処分に関し審査の請求をし、又はこれらの審理のため人事委員会の要求を受けて出頭する場合 <u>(10) 職員団体の代表者として法第53条第6項の規定による当該職員団体の登録の取消しに係る聴聞の期日に出頭する場合</u> <u>(11) 職員団体の代表者として法第55条第8項の規定により県の当局と交渉する場合</u> <u>(12) 法第55条第11項の規定により県の当局に対し不満を表明し、又は意見を申し出る場合</u> <u>(13) その他特別の事由がある場合</u> 第3条 任命権者又はその委任を受けた者が<u>前条第13号</u>の規定により職員の職務に専念する義務を免除しようとするときは、あらかじめ人事委員会の意見を聴かなければならない。